

益城町クーリングシェルター指定要綱

令和 7 年 6 月 2 3 日 告示第 1 0 6 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、気候変動適応法（平成 3 0 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

（指定要件）

第 2 条 本指定を受けることができる施設は、次の各号の要件を全て満たす町内の施設、店舗等とする。

- （１） 適当な冷房設備を有すること。
- （２） 熊本県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に、開放可能日時において当該施設等を町民等に開放することができること。
- （３） 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- （４） 町長と施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

（運用期間）

第 3 条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、施設の開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じ、次条により提出された別記第 1 号様式に記載されたとおりとする。

（指定申請）

第 4 条 本指定を受けようとする施設管理者は、益城町クーリングシェルター指定申請書（別記第 1 号様式）に必要事項を記入のうえ、町長へ提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請により審査を行い、適当と認めたときは当該施設をクーリングシェルターとして指定するものとし、益城町クーリングシェルター指定書（別記第 2 号様式。以下「指定書」という。）を交付する。

(施設の協力事項等)

第5条 クーリングシェルターに指定された施設は、町長の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルター案内ポスター、のぼり旗等の掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) その他町長が必要と認める事項

(協定の有効期間)

第6条 第2条第4号に基づく協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 初年度 協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで
- (2) 翌年度以降 熱中症警戒情報の運用期間

2 前項各号の期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとする。

(指定内容の変更)

第7条 施設管理者は、クーリングシェルターの指定内容に変更が生じた場合は、速やかに、益城町クーリングシェルター指定事項変更届出書（別記第3号様式）に必要事項を記入のうえ、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の届出があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めた場合は、益城町クーリングシェルター指定事項変更承認通知書（別記第4号様式）により当該施設管理者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により変更を認めた場合において、施設名又は所在地の変更を伴うときは、新たな指定書を交付するものとする。

(指定の取消し)

第8条 施設管理者は、益城町クーリングシェルター指定取消申出書（別記第5号様式）により、指定の取消しを申し出ることができる。

2 町長は、前項の申出があった場合は、審査を行い、益城町クーリングシェルター指定取消通知書（別記第6号様式）により当該施設管理者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、法第22条の規定により、クーリン

グシェルターの指定を取り消すことができる。

（電子情報処理組織による申請、届出及び通知）

第 9 条 第 4 条から前条までの規定による申請、届出及び通知については、同条の規定にかかわらず益城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年益城町条例第 2 号）及び益城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年益城町規則第 2 号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（協議）

第 10 条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に定める事項について疑義が生じた場合は、町長と施設管理者とが協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。